

ネットとうほく 2022 (検) 第 6 号-1
2022 年 (令和 4 年) 10 月 11 日

〒105-0004
東京都港区新橋一丁目12番9号
A-PLACE 新橋駅前10階
コスモヘルス株式会社 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
ブライトシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘
電話 022-727-9123
FAX 022-276-5160
URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



申 入 書

当団体は、以前、貴社に対し、不当な勧誘の是正を申し入れておりました適格消費者団体です。

貴社の勧誘に関する問題点やその勧誘の差止に関する申入れの経緯について、HPにて公表しておりましたところ、当団体に対し、貴社が消費者に対し「間接的に血をきれいにするマイナスイオンを出している。マイナスイオンとプラスイオンがあり、マイナスイオンが多くなると効果が色々なところに出てくる。」といった勧誘がなされている、問題ではないか、との情報提供がありました。

これを受け、当団体において、国民生活センターに対し、貴社の相談事例の有無及び内容に関して照会を行いましたところ、以下のような問題のある勧誘行為がなされているとの相談が寄せられておりました。

- ・「万病に効く」
- ・「脳卒中や心臓病の予防、治療になる」
- ・「認知症に効く」
- ・「血圧や血糖値が下がり、重い病気が治った人もいる」

以上のような勧誘・広告は、貴社の販売する電位治療器の効果・効能の観点からして、不実告知（消費者契約法4条1項）及び優良誤認（景表法5条1号）に該当すると思われます。

つきましては、このような勧誘・表示を行わないよう、再度申入れいたします。つきましては、本書面にかかる貴社の見解につき、2ヵ月以内に当団体へお知らせください。

以上、よろしく願いいたします。